

# 第7章 パートナースhipによる環境保全活動の推進

## 第1節 環境教育・環境学習等の推進

### 第1 環境教育・環境学習等の推進に関する施策

今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するところが多く、事業者や県民などすべての主体が自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいくことが必要である。

このため、普及啓発や広報活動を含め、各種の環境教育・学習推進事業を実施した。

#### 1 環境教育・環境学習の推進

##### (1) エコ・カレッジの開催

環境についての幅広い知識と地域や職場において様々な環境保全活動を実践するために必要なノウハウの習得を図るため、広く県民を対象とした講座を開催した。

##### ア 体験コース

環境について幅広い視点を備えるため、環境学習や環境保全活動に関するプログラム構築のノウハウを習得

○修了者数 49人

○内容 講義、実習、ワークショップ等

##### イ 導入コース

インターネットを活用して学ぶ通信講座を新たに開講

○修了者数 67人

○内容 穴埋問題やレポート作成

##### ウ 職域コース

企業の環境保全担当者を対象に、環境に配慮した事業活動を推進するため、環境保全業務に関する知識やノウハウを習得（(一社)茨城県環境管理協会で実施）

○修了者数 11人

○内容 講義、事例研究等

##### (2) 子ども向け環境実践プログラムの実施

子どもの頃から環境保全に関する意識を育むため、本県独自の環境実践プログラム「キッズミッション」を県内の全小学校約555校で小学校高学年を対象として実施した。

##### (3) 高校3年生向け「How to エコライフ」読本による啓発

高校卒業後に新社会人や大学生として新しい暮らしを始める高校3年生を対象に、エコライフのノウハウを伝えるため、エコライフ実践ハンドブック「ECO LIFE」を県内の高校3年生約27,000人に配布した。

#### 2 環境教育・環境学習の機会と場の提供

##### (1) 環境アドバイザーの派遣

地域での環境学習を支援するため、学校、公民館、自治会等が行う学習会等に講師を派遣した。

○アドバイザー委嘱数 56人及び4団体

○派遣回数 134回、受講者 6,360人

○内容 地球温暖化問題、自然観察会、ごみとリサイクル、エコライフなど



学習会の様子

##### (2) こどもエコクラブ事業の推進

こどもエコクラブは、幼児から高校生を対象に、地域や学校で環境学習や環境保全活動に取り組むクラブである。

本県では、56クラブ、2,528人（25年3月末）が参加している。クラブの活動を支援するため、活動事例集を作成し、エコクラブや市町村に配布した。

### 第2 今後の取り組み

県民一人ひとりが環境について学び、環境に配慮した生活の実践に取り組む「環境学習社会」の

構築に向け、家庭、学校、地域社会、職場などの様々な場において、環境教育・環境学習を推進する。

## 第2節 各主体の環境保全活動の促進

### 第1 各主体の環境保全活動の促進に関する施策

持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりが環境問題についての理解を深め、家庭や学校、地域社会、職場など様々な場面で環境に配慮した活動を実践することが重要である。

家庭、事業者等の実践的取り組みの促進を図るとともに、県も、自らの事務事業にともなう環境負荷の低減を図った。

#### 1 県民の環境保全活動の促進

##### (1) 茨城エコ・チェックシート

日常生活での省エネ・省資源等の実践活動を促進するため、「茨城エコ・チェックシート」を県民、事業者等に配布し、環境に配慮した生活行動への動機付けを行った。

・配布部数：約 208,000 部（25 年 3 月末）

##### (2) キャンペーン等の実施

県民や事業者の地球温暖化防止等に関する意識の高揚を図るため、キャンペーン等を実施した。

- 夏の省エネキャンペーン（6/1～9/30）
- 冬の省エネキャンペーン（12/1～3/31）
- 白熱電球一掃キャンペーン
- ライトダウンキャンペーン（6月21日（夏至の日）・7月7日（クールアースデー））
- ノーマイカーデー
  - ①7/2～7/9に1回以上
  - ②9/7～10/31に2回以上
  - ③2月～3月に1回以上

##### (3) レジ袋無料配布中止の取組み

地球温暖化防止とごみの減量化を図るため、県、県域4団体、事業者が協定を締結し、県全域を対象としたレジ袋の無料配布の中止を開始した。

- ・食品スーパーマーケット
    - 開始日 21年7月1日～
    - 参加事業者 27事業者 272店舗
  - ・クリーニング店
    - 開始日 22年10月1日～
    - 参加事業者 15事業者 288店舗
- 食品スーパーマーケットにおける効果は次のとおり。

- ・レジ袋辞退率 85%程度で推移
- ・レジ袋削減枚数 年換算約2億枚
- ・石油削減量 年換算約370万リットル（ドラム缶18,600本分）

また、同様の取組みが市町村ごとにも進んでおり、26市町村が事業者等と協定を締結している。

#### 2 民間団体や事業者の環境保全活動の促進

##### (1) 食を通じたエコライフ運動

生活学校を通じて、地産地消や食べ残しの削減、3R実践などを呼びかけるとともに、県内5地区での研究集会を実施した。

##### (2) 環境関係表彰

環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績があった4人、1団体と、環境マネジメントなどに成果のあった6企業を表彰した。

##### (3) 事業者団体の環境保全活動の促進

（一社）茨城県環境管理協会は、事業者自らが公害を防止しようとする共通の目的のもとに昭和47年に設立され、環境調査、測定分析評価、環境技術支援を行っている。

県は、環境管理協会が行う事業に対して指導・支援を行い、事業者の環境保全活動の促進を図った。

#### 3 県の環境保全に向けた率先実行の推進

県は、自らの事務事業の執行に際し、環境への負荷の低減を図ることを目的に、「環境保全率先実行計画」（県庁エコ・オフィスプラン、10年2月策定、23年4月改定）に基づき、全庁的に取り組みを進めている。

##### (1) 計画の期間

23年度から27年度までの5年間

##### (2) 計画の対象

県が行うすべての事務事業及び指定管理者施設が行う事務事業を対象

### (3) 実施状況

クールビスや定時退庁日の一斉消灯（ライトダウン）に加え、エコドライブを推奨するなど、省エネルギーなどの取組を推進した。

また、グリーン購入推進方針や低公害車購入方針に基づき、環境負荷の少ない公用車や物品の購入を進めた。

### 4 連携の仕組みづくり

環境保全茨城県民会議（昭和47年設立）では、各構成団体をはじめ事業者、行政との連携を一層強化し、県民運動の推進、エコライフ（環境に配慮した生活）実践活動の推進、環境情報の発信等を積極的に行った。

県は、環境保全活動を推進する観点から、自然環境保全活動、エコライフ運動などを県民運動として推進する環境保全茨城県民会議に対して事業費などの助成を行い、組織の育成、指導を図った。

図表 7-2-1 県庁エコ・オフィスプラン実績（速報値）

項目	単位	基準	23年度 (参考)	24年度 (実績)	24/基準	達成 状況	24年度 目標値	27年度 目標値	
電気使用量 (道路照明・信号を除く)	庁舎用	kWh/m <sup>2</sup>	46.87	41.44	50.63	108.0%	×	45.02	43.68
	事業用	kWh/m <sup>3</sup>	0.367	0.343	0.324	88.3%	◎	0.352	0.342
公用車燃料使用量<原油換算>	kL/台	1.36	1.34	1.34	98.3%	×	1.30	1.26	
燃料使用量 <原油換算>	庁舎用	L/m <sup>2</sup>	3.43	2.75	2.27	66.3%	◎	3.29	3.19
	事業用	kL/汚泥t	0.038	0.023	0.037	96.2%	×	0.036	0.035
用紙類使用量<A4版換算>	千枚	236,019	239,625	235,165	99.6%	×	222,956	210,616	
水道使用量	千m <sup>3</sup>	1,525	1,392	1,345	88.2%	◎	1,441	1,361	
可燃廃棄物排出量	t	3,930	3,490	3,233	82.3%	◎	3,712	3,507	
グリーン購入率	%	71.6	73.9	73.3	102.3%	×	90%以上	90%以上	
温室効果ガス排出量<CO <sub>2</sub> 換算>	t	169,748	162,986	165,730	97.6%	×	160,242	153,113	

## 第2 今後の取り組み

県民、民間団体、事業者、県などの各主体の環境保全活動の促進に向けた取り組みを推進し、自主的かつ積極的な環境保全活動の促進を図るとともに、すべての主体が一体となって取り組めるような、連携の仕組みづくりに努めていく。

そのため、環境保全茨城県民会議や大好きい

ばらき県民会議等と連携し、環境保全に向けた県民運動を展開する。

また、県自らの取り組みについても、「第4期環境保全率先実行計画」（県庁エコ・オフィスプラン）に基づき、低公害車の導入や省エネ・省資源の推進を図ることにより環境への負荷の低減を図る。

## トピックス 第3次茨城県環境基本計画

平成24年度で、「茨城県環境基本計画（改定）」が終了したことから、県では、新たな環境の保全と創造のための施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となる「第3次茨城県環境基本計画」を策定しました。

第3次となる今回の計画では、地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築、河川・湖沼の水質改善など、複雑かつ長期的な課題に引き続き取り組むとともに、平成20年に制定された「生物多様性基本法」や東日本大震災の影響など、環境を巡る新たな社会情勢の変化に的確に対応するため、生物多様性に関する施策の充実や環境モニタリングの強化などによる事故由来放射性物質に対する環境汚染対策、また、本県に集積した最先端の科学技術を活かし、グリーン・イノベーションを推進することで環境・エネルギー分野での革新的技術の研究・開発を促進するなど、環境の保全と経済発展の両立に向けた様々な施策に取り組むことにしています。

- 1 環境の将来像 : 豊かな自然を守り、環境と調和した生活を送ることができる県
- 2 基本目標 : 環境の将来像の実現に向けて、4つの基本目標を設定
  - 低炭素社会の実現
  - 循環型地域社会の構築
  - 自然と共生する社会の創出
  - みんなが参画する持続可能な社会の実現
- 3 計画の期間 : 2013（平成25）年度～2022（平成34）年度の10年間
- 4 施策体系 : 8つの施策の柱を設け25項目の施策を展開

施策の柱（8節）	施策の展開（25項目）
第1節 地球温暖化対策の推進	○地球温暖化の防止 ○再生可能エネルギーの利用と導入促進
第2節 地域環境保全対策の推進	○大気環境の保全 ○水環境の保全 ○土壌・地盤環境の保全 ○化学物質の環境リスク対策 ○放射性物質による環境汚染対策
第3節 湖沼環境保全対策の推進	○霞ヶ浦の総合的な水質保全対策 ○酒沼・牛久沼の水質保全対策
第4節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	○3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ○廃棄物の適正処理 ○不法投棄等の防止
第5節 生物多様性の保全と持続可能な利用	○生物多様性の保全 ○自然公園等の保護と利用 ○森林・平地林・農地の保全 ○河川等水辺環境の保全と活用
第6節 快適で住みよい環境の保全と創出	○都市地域の緑の保全と快適な生活環境の創出 ○歴史的環境・自然景観の保全と活用 ○自然災害への対応
第7節 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進	○環境教育・環境学習等の推進 ○各主体の環境保全活動と協働取組の促進 ○国際的な視点での環境保全活動の推進
第8節 環境の保全と創造のための基本的施策の推進	○環境情報の収集・管理・提供 ○グリーン・イノベーションの推進 ○総合的な環境保全対策の推進

## 第3節 環境マネジメントの推進

### 第1 環境マネジメント推進の状況及び施策

今日の環境問題に対処するためには、社会経済活動のあらゆる局面で自主的かつ積極的に環境負荷を低減することが必要である。そのためには、事業者自身が自らの環境影響を改善する仕組みである環境マネジメントシステムの導入が求められている。

#### 1 茨城エコ事業所登録制度の普及

事業者の環境に配慮した取り組みを推進するため、中小事業者でも手軽に導入できる簡易な環境マネジメントシステムとして普及を推進した。



ECO.IBARAKI

[茨城エコ事業所シンボルマーク]

### 第2 今後の取り組み

茨城エコ事業所登録制度の普及を図るとともに、「企業の省エネ事例集」による取組促進を図る。

また、省エネルギー施設・再生可能エネルギー

#### 2 環境マネジメントシステム導入の促進

環境マネジメントシステムの国際的な規格である ISO14001 が 8 年 9 月に発効されて以来、県内では、製造業を中心に同規格の認証取得が順調に進んでいる。

また、環境省が普及を推進しているエコアクション 21 の地域事務局として、19 年 12 月に茨城県中小企業団体中央会が認定されている。

施設の設置又は改善のための低利融資制度（省エネルギー対策実施計画書を提出済の茨城エコ事業所について無利子）による中小企業への支援を行う。

## 第4節 国際的環境協力の推進

### 第1 国際的環境協力の推進に関する施策

#### 1 環境保全のための国際協力の推進

国際的な協力については、これまで国や国際機関が中心となって実施してきたが、開発途上国からの多様なニーズに応えるため、地方自治体の役割が期待されるようになってきた。

本県においても、高度な産業が集積しているとともに、環境保全活動に取り組む様々な主体が多数活動していることから、情報交換等のネットワーク化を図り、地球規模での環境保全活動が推進されるよう、積極的に環境分野における国際協力に取り組んでいる。

##### (1) 海外への専門家派遣

財団法人自治体国際化協会（CLAIR）が作成する「自治体国際協力人材バンク」に、国際協力に関する知識や技術を有する県内自治体職員を登録しており、開発途上国からの要請に応じて適切な人材を派遣する体制を整えている。

##### (2) 国等との連携・協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している「青年海外協力隊派遣事業」及び「シニア海外ボランティア派遣事業」に係る募集・広報活動を同機構と共同で実施するとともに、派遣者及び帰国者に対する支援活動を行っている。

##### (5) いばらき霞ヶ浦賞

本県では、9年度から開発途上国における湖沼環境保全の研究や技術開発を支援するため「いばらき霞ヶ浦賞」を創設している。

同賞の授与は、世界湖沼会議に併せて実施しており、これまで27カ国・46組（101名）の研究者等に授与している。

最近では、第14回世界湖沼会議が23年10月31日から11月4日まで、アメリカ合衆国テキサス州オースティン市において開催され、当会議で「いばらき霞ヶ浦賞」を2組の研究者等に授与した。

#### 2 民間団体等の国際協力への支援

本県には多くの国際交流・協力団体が存在しており、公益財団法人茨城県国際交流協会に登録している団体だけでも124団体に上る。この中には、環境分野での国際協力を活動の中心としている団体も多く、本県では、現地情報の提供、現地との連絡・調整の支援、各団体が独自に行う研修員受入・ボランティア派遣等に係る各種手続きのアドバイス等を行っている。

### 第2 今後の取り組み

国や関係機関と協力・連携を図りながら、研修員の受入、専門家の派遣、学術・研究交流等

に積極的に取り組み、引き続き地方発の国際的環境協力の推進に努める。